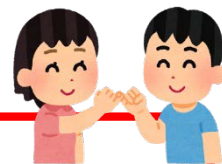


養育費、大切です



養育費は子どもが健やかに成長するうえで必要な費用です。
子どもと一緒に暮らす親も、子どもと離れて暮らすことになった親であっても、親としての経済的な責任を果たすことは大切です。
子どもの成長を支えるために、離婚時など養育費の支払いについてしっかりと取り決めておきましょう。

養育費のあれこれが知りたい



養育費セミナーへの参加がお勧め

弁護士を講師に迎え、養育費の基本的な知識を学びます。
(年6回、市内各所で開催)

養育費や離婚に関する個人的な悩みを相談したい

日常生活や支援制度に関すること

離婚相談の利用がお勧め

養育費、親権、財産分与、慰謝料などの法律に関わる相談

法律相談の利用がお勧め

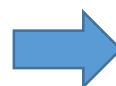
【養育費セミナー・離婚相談・法律相談の参加申込・お問合せ】

ひとり親サポートよこはま 電話045-227-6337

URL : <http://www.hitosapo-ykh.jp/index.html>



養育費の取決めや
不払いに備えるための
費用の補助制度が始まります



裏面へ

横浜市では、子どもの健やかな成長に必要な養育費支払の取組が進むように、
2つの支援制度を始めます。



令和3年
7月1日
申請
受付開始

大切なこと

養育費の支払いを
公正証書や裁判所の調停で
約束しておく

備えとして

養育費の支払いが滞ったときに
保証会社に補償してもらう

公正証書等の作成費用補助

養育費保証契約の費用補助

対象者	<p>横浜市内にお住まいのひとり親（交付申請時）で、次の受給要件のすべてを満たす方</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 養育費の取り決めに係る「債務名義」がある。(2) 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童と現に生計を同一にしている者(3) 養育費の取り決めに係る経費を負担した者(4) 過去に他自治体を含め同様の補助金を交付されていない者または交付される予定のない者(5) (※養育費保証契約のみ) 児童扶養手当受給者又は児童扶養手当受給水準にある者	<p>【債務名義とは】 財産の差し押さえといった強制執行を裁判所に行うために必要な公の文書です。公正証書であれば、強制執行を受諾する文言が含まれている必要があります。</p>
補助対象費用	<p>・ 養育費の支払いに関する公正証書の作成や調停の申立て又は訴訟に要する手数料（訴訟代理人の報酬などは対象外） ・ 戸籍謄本等の書類取得に係る費用 ・ 公正証書の作成や調停に要した郵送費等 ※上記の費用の合計額について、3万円を上限として補助。</p> <p>保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に支払った保証料 ※5万円を上限として補助。</p>	
提出書類	<p>・ 申請書 ・ 児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本 ・ 養育費の取決めをした文書（債務名義化した文書で公正証書や調停調書など）の写し ・ 領収書等</p> <p>・ 申請書 ・ 児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本 ・ 養育費の取決めをした文書（債務名義化した文書で公正証書や調停調書など）の写し ・ 領収書等 ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のもの）の写し</p>	
申請方法	<p>申請書及び必要書類を添えて、こども青少年局こども家庭課こども家庭係へご郵送ください。 申請書はホームページでダウンロードしていただくか、こども家庭係へお電話で送付をご依頼ください。</p>	
申請期限	<p>最終支払日の翌年度の4月30日 (例：令和3年4月15日に支払ったものは、令和4年4月30日が申請期限)</p>	
注意事項	<p>・ 令和3年3月以前に支払ったものは対象外となります。 ・ 申請は対象児童につき、1回限りとなります。 ・ 横浜市へ転入された方など、世帯の状況などにより、別途、資料の提出をお願いする場合があります。 ・ 公正証書等の作成費用補助と養育費保証契約の費用補助の申請は各々別の申請になります。</p>	



問合せ先：横浜市こども青少年局こども家庭課こども家庭係

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 TEL：045-671-2390

ホームページ：「ひとり親家庭への支援 横浜市」で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/hitorioya/boshi.html>

